不明地に係る固定資産税及び都市計画税の課税保留要領

(趣旨)

第1条 この要領は、不動産登記簿に登記されている土地であって、公図(法務局に備え付けられている地図をいう。以下同じ。)と実態に齟齬があり、事実上存在を確認できないものに係る固定資産税及び都市計画税に係る課税保留の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおり とする。
 - (1) 固定資産税等 固定資産(土地に限る。)の所有者に対して課する固定資産税及び都市計画税をいう。
 - (2) 不明地 不動産登記簿に登記されている土地であって、公図と実態に齟齬があり、事実上存在を確認できないもののうち、納税義務者又は関係課から申出のあったもの又は事務処理中に判明したもの
 - (3) 課税保留 不明地であるが、現に固定資産税等が課されている土地について、 その課税を一時的に保留することをいう。

(不明地の調査)

- 第3条 不明地に該当するかどうかの調査は、次に掲げる資料に基づき現地調査 を行うものとする。
 - (1) 不動産登記簿
 - (2) 公図
 - (3) 地籍図
 - (4) 土地課税台帳
 - (5) 測量図
 - (6) 道路境界査定図
 - (7) 航空写真
 - (8) 現況写真
 - (9) 旧土地台帳
 - (10) 都市計画図

(不明地に該当することの決定及び決定日)

- 第4条 不明地に該当することが確認された場合には不明地調査報告書を作成し、 課長決裁を受けるものとする。なお、決定日はその決裁を受けた日とする。 (課税保留の始期)
- 第5条 賦課期日までに課税保留が決定したものは、その賦課期日の属する年度から課税保留するものとする。
 - 2 課税保留が決定した場合には速やかに債権管理課へその旨を通知するも

のとする。

(再調査)

- 第6条 課税保留を決定した不明地については定期的に再調査するものとする。 (課税保留の解除決定と解除決定日)
- 第7条 再調査又は申出により不明地に該当しないと判明した場合は、課長決裁 を受けた上で課税保留を解除するものとする。なお、解除決定日はその決裁を 受けた日とする。

(課税保留の解除による課税開始年)

第8条 賦課期日までに課税保留の解除が決定したものは、その賦課期日の属する年度より課税するものとする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

不明地調査報告書

下記の土地については調査の結果、その所在を確認できませんでしたので、不明地として認定したことを報告いたします。

記

所在地番 所有者 添付書類

種	別	有・無	備	考
不動産登記簿				
物件の閉鎖登記簿				
公図(現・土地台帳付属地図)				
公図(旧·土地台帳付属地図)				
地籍図(現)				
地籍図(旧)				
土地課税台帳				
測量図				
測量図 (隣接地)				
道路境界査定図				
航空写真				
現況写真				
旧土地台帳				
都市計画図(位置図)				